

令和2年7月3日

報道機関 各位

佐渡市消防職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせいたします。

記

事案の概要	令和2年5月21日午後5時35分ころ、非番日に私用車を運転し、酒気帯び運転で検挙されたもの。 (酒気帯び運転の行政処分が確定したため懲戒処分を行ったもの。)
被処分者の所属及び処分内容等	南佐渡消防署 係長級 (50歳代) 停職6月 ※ 本日付けで退職
監督者の処分	消防長 訓告 南佐渡消防署長 戒告
処分日	令和2年7月3日付け
再発防止策	事案発生後、全消防職員に対して注意喚起を行うと共に、各署長が飲酒運転根絶に向けた個別面談を行っています。今後も注意喚起、指導の徹底を図ってまいります。
特記事項	消防長コメント 市民の生命、身体、財産を守る消防職員が「酒気帯び運転」で摘発されたことは、市民の信頼を裏切る重大な行為であり、深くお詫び申し上げます。 今後は、改めて全職員に対して法令遵守の徹底を図り、市民の皆さまの信頼回復に取り組んでまいります。
担当	消防本部総務課 課長 中野 照之
連絡先	TEL:0259-51-0121 FAX:0259-52-5651

送信元：佐渡市総務課広報戦略室
広報広聴係

T e l : 0259-63-5139

F a x : 0259-63-3300